

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成 19 年和歌山県告示第 641 号
最終改正：平成 28 年和歌山県告示第 182 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 中間検査を行う区域
和歌山市を除く和歌山県全域
- 2 中間検査を行う期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
新築、増築、改築に係る部分が次に掲げるもの
 - (1) 一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅の用途に供する建築物で、階数が 2 以上かつ延べ面積が 50 m²を超えるもの（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する共同住宅を除く。）
 - (2) 法別表第一（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が 1,000 m²を超えるもの又は階数が 3 以上のもの
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

構 造	特 定 工 程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事（枠組壁工法又は木質系プレハブ工法（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に定める工法をいう。）による場合にあつては、壁を設置する工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取り付け工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）の工程
その他の構造	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる。	主たる構造の工程に準ずる。

5 適用除外

次に掲げる建築物については、中間検査の対象としない。

- (1) 丸太組構法（平成 14 年国土交通省告示第 411 号に規定する構法）を用いた建築物
- (2) 法第 85 条の適用を受ける建築物

6 その他特定行政庁が必要と認める事項

2 に規定する期間内に、法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を受付した建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けるための書類を受付した建築物で 2 に規定する期間以後に 4 に規定する特定工程に係る工事を完了するものは、中間検査の対象とする。